

同志社女子大学教員の研究助成に関する内規

2004年	4月	1日	制定
2006年	12月	13日	改正
2007年	10月	24日	改正
2008年	1月	16日	改正
2008年	11月	12日	改正
2010年	10月	13日	改正
2013年	9月	11日	改正
2016年	2月	10日	改正
2016年	11月	9日	改正
2019年	4月	10日	改正

第1条 この内規は、私学研修福祉会の国内研修費及び学術情報部学術研究支援課の研究助成に関する事項を定める。

第2条 この内規に定める研究助成の種類とその選考は次のとおりとする。

- 国内研究助成A（国内研修員）
- 国内研究助成B（研究所専従研究員）
- 研究助成金（研究所兼担研究員）
- 研究奨励金（研究所兼担研究員）
- 出版補助
- 学術研究振興資金補助

2 この内規で定める研究助成若しくは「同志社女子大学教員の在外研究助成に関する施行細則」に定める在外研究助成の受領実績、及び本学における勤務年数についても選考に際しては考慮される。

3 第1項の選考については、学術情報部主任会が行い、評議会の議を経て学長が決定する。

第3条 国内研究助成A（国内研修員）

私学研修福祉会が募集する国内研修員（内地留学）候補者として推薦し決定した者に研究助成を行う。

- (1) 資格 助成金交付時に満2年以上在職している満63歳未満の本学専任教員
- (2) 期間 私学研修福祉会が定める期間
- (3) 人員 年間1名
- (4) 研究期間中に交付される助成金 私学研修福祉会が定める研修費を基準とする。
- (5) その他 本項に定めのない事項については「同志社女子大学の研究所の研究員に

関する内規」の専従研究員の項（第9条より第13条まで）の条文を適用する。

第4条 国内研究助成B（研究所専従研究員）

同志社女子大学の研究所の研究員に関する内規の定めにより専従研究員になった者に、助成金を交付する。

- (1) 資格 助成金交付時に満1年以上在職している満63歳未満の本学専任教員
- (2) 期間 原則として6か月又は1か年
- (3) 人員 年間2名
- (4) 助成金額 250,000円（6か月）、500,000円（1か年）を限度として交付する。

第5条 研究助成金（研究所兼担研究員）

研究助成金については以下のとおりとする。

- (1) 資格 助成金交付時に満1年以上在職している満64歳未満の本学専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）

なお、第3号（イ）については、上記によらず助成金交付時に満1年以上在職している満40歳未満の本学専任教員及び任期付教員（任期期間最終年度は除く）とする。

第3号（イ）、（ロ）又は（ハ）のいずれか1件の助成金と（ニ）の助成金を同時に応募することができる。ただし、（ニ）の助成金を交付された者は、当該研究プロジェクトを終了し、「同志社女子大学の研究所の研究員に関する内規」第16条に定める研究成果の発表を終えるまで、（ニ）の助成金にも応募することはできない。

- (2) 応募期間 研究助成金の交付を希望する者は、所定の研究計画調書を整えて毎年11月下旬までに所属長を経て学術情報部長に提出する。11月下旬までに応募され第2条第3項の規定により助成金の交付が決定した件数が第3号に規定する件数に達しない場合は、助成金交付年度の前年度2月中旬に再度研究計画調書を受け付けることとする。ただし、この場合でも第3号に規定する件数に達しない場合は（イ）、（ロ）に限り当該年度4月末日まで研究計画調書を受け付けることとする。

(3) 研究助成金種類

(イ) 奨励研究

1件につき500,000円を限度として、毎年度3件以内の研究に対し交付する。助成期間は1か年とする。

(ロ) 個人研究

1件につき500,000円を限度として、毎年度15件以内の研究に対し交付する。助成期間は1か年とする。

(ハ) 共同研究

1 件につき 1,000,000 円を限度として、毎年度 5 件以内の研究に対し交付する。
助成期間は 1 か年とする。

(二) 研究プロジェクト

1 件につき単年度 2,500,000 円を限度として、毎年度 1 件以内の研究に対し交付する。助成期間は 1 か年から 3 か年とする。

研究プロジェクトに対する応募資格は第 1 号に規定するもののほか以下のとおりとする。

- i それぞれ異なる 3 学科以上に所属する専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）で構成されていること。
- ii それぞれ異なる 2 学科に所属する専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）により構成される研究組織として応募する場合は、それぞれ研究分野の異なる 4 名以上が参加していること。
- iii 単一の学科に所属する専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）のみにより構成される研究組織として応募する場合は、それぞれ研究分野の異なる 5 名以上が参加していること。

第 6 条 研究奨励金（研究所兼担研究員）

科学研究費助成事業応募者に対する研究奨励金については以下のとおりとする。

- (1) 名 称 科学研究費助成事業対象奨励金
- (2) 資 格 奨励金交付時に満 1 年以上在職している満 64 歳未満の本学専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）で当該年度科学研究費助成事業に代表者として応募し、採択されなかった者のうち審査結果 A ランク又は審査結果 B ランクと明記されている者。
- (3) 応募期間 科学研究費助成事業の審査結果開示後 30 日間以内に研究計画調書を所属長を経て学術情報部長に提出する。
- (4) 奨励金額 1 件につき 1,000,000 円（審査結果 A ランク）又は 500,000 円（審査結果 B ランク）交付する。ただし、科学研究費助成事業の対象種目は、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究とする。

第 5 条の研究助成金交付と併願する場合の同一研究課題については、既に研究助成金交付を承認されている場合、その差額を交付する。この科学研究費助成事業対象奨励金の年間予算総額は 4,500,000 円とし、それを超過する場合には減額等の対処をする。減額は、4,500,000 円を不備が見られなかった全ての応募に係る研究経費合計で除すことにより得られた数値を各々の研究経費に乗ずることにより行う。

2 芸術研究に対する研究奨励金は以下のとおりとする。

- (1) 名 称 芸術研究奨励金
- (2) 資 格 奨励金交付時に満 1 年以上在職している満 64 歳未満の本学専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）の内、芸術の研究者。

(3) 応募期間 毎年 11 月下旬までに研究計画調書を所属長を経て学術情報部長に提出する。なお、11 月下旬までに応募され第 2 条第 3 項の規定により助成金の交付が決定した件数が第 3 号に規定する件数に達しない場合は、助成金交付年度の前年度 2 月中旬に再度研究計画調書を受け付けることとする。

(4) 奨励金額 1 件につき 500,000 円を限度として、毎年度 3 件以内のリサイタル、演奏会等を含む芸術研究に対して交付する。

リサイタル、演奏会等の開催を目的として本奨励金が交付され、開催後に利益が生じた場合、交付された奨励金額を上限として学術情報部学術研究支援課に返金すること。

第 7 条 出版補助

当該年度内に出版可能なもので、本学において行われた研究・教育成果であり、本学の研究・教育に資すると判断されるものについて出版補助を行なう。当該出版補助は図書だけでなく CD 及び DVD 等も対象とする。

(1) 名 称 出版補助

(2) 資 格 補助金交付時に満 1 年以上在職している本学専任教員

(3) 応募期間 補助金の交付を希望する者は、所定の交付願を整えて毎年 11 月下旬までに所属長を経て学術情報部長に提出する。

(4) 補助金額 1 件につき 1,000,000 円を限度として交付し、年間予算総額を 3,000,000 円とする。

ただし、出版補助については、交付願に記載された当初計画に変更がある場合、学術情報部学術研究支援課と事前に協議を行うこと。その事由によっては、補助しないこともある。

第 8 条 学術研究振興資金補助

日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金採択者に対する補助金については以下のとおりとする。

(1) 資格 補助金交付時に満 1 年以上在職している満 64 歳未満の本学専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）で当該年度学術研究振興資金に代表者として応募し、採択された者。

(2) 応募期間 補助金の交付を希望する者は、採択結果開示後 30 日間以内に研究計画調書を所属長を経て学術情報部長に提出する。

(3) 補助金額 日本私立学校振興・共済事業団の定める上限額以内。

第 9 条 研究経費の使用内訳

採用された研究助成において、助成対象となっている研究以外での研究経費の支出は認められない。

2 第4条から第6条の研究助成において、旅費交通費が研究費総額の20%を超えることはできない。ただし、研究遂行上、旅費交通費が研究費総額の20%を超える場合、当該研究助成の応募にあたり研究計画調書に詳細かつ明確に用途理由を記入すること。また、当該研究助成においては研究成果等の発表を行わない学会参加のための旅費交通費は支出できない。

第10条 この内規に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。

第11条 この内規の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この内規は2019年4月10日から施行し、2019年度研究助成受領者から適用する。

2 昭和56年4月1日制定した同志社女子大学教員の国内研究助成に関する規程は、これを廃止する。